

看護学研究科設置の趣旨等を記載した書類 目次

I 設置の趣旨及び必要性	p. 1
1. 関東学院の沿革及び建学の精神	
2. 設置の趣旨	
(1) 看護学研究科設置の趣旨	
(2) 設置の必要性	
3. 教育研究上の目的	
(1) 教育研究上の目的	
(2) 育成する人材	
(3) 学生確保及び社会的な人材需要の見通し	
II 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	p. 11
III 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	p. 11
IV 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 11
1. 教育課程編成の考え方	
2. 専門科目を構成する分野の概要	
3. 研究科を構成する分野の概要	
4. 授業科目の構成	
V 教育方法、履修指導・研究指導の方法及び修了要件	p. 17
1. 教育方法	
2. 履修方法	
3. 研究指導	
4. 修了までのスケジュール	
5. 修士論文審査並びに公表方法	
VI 教員組織の編成の考え方及び特色	p. 21
1. 教員組織の編成の考え方（教員組織の特色）	
2. 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い	
3. 教員組織の特色	
(1) 共通科目	
(2) 専門科目	
VII 施設、設備等の整備計画	p. 23
1. 校地、運動場の整備計画	
2. 校舎等施設の整備計画	
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	
VIII 基礎となる学部との関係	p. 25

IX	入学者選抜の概要	p. 26
1.	入学者受入方針	
2.	入学者選抜方法	
	(1) 出願資格	
	(2) 入学者選抜の方法	
	(3) 入学時期及び入学者選抜の実施時期	
X	大学院設置基準第14条による教育方法の実施	p. 28
1.	修業年限（長期履修制度による対応）	
2.	履修指導及び研究指導の方法	
3.	授業の実施方法	
4.	教員の負担の程度	
5.	図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
6.	入学者選抜の概要	
X I	管理運営	p. 31
1.	研究科の組織体系と管理運営体制	
2.	大学院研究科委員長会議について	
3.	看護学研究科委員会について	
X II	自己点検・評価	p. 32
X III	情報の公表	p. 34
1.	教育研究活動等の状況に関する情報	
2.	自己点検・評価報告書	
XIV	授業内容・方法の改善を図るための組織的な取り組み	p. 36

看護学研究科設置の趣旨等を記載した書類

I 設置の趣旨及び必要性

1. 関東学院の沿革及び建学の精神

関東学院は、明治 17（1884）年に横浜山手に創立された「横浜バプテスト神学校」（のちの日本バプテスト神学校）を源流として、「東京中学院」と称した旧制中学校（男子校）の流れをも汲んで、昭和 2 年に「財団法人関東学院」の設立を経て、今日に至る 131 年の伝統に立っている。本学の源流である「横浜バプテスト神学校」は、アメリカ合衆国の北部バプテスト教団の信徒による祈りと援助によって始まった。そして、彼らの祈りと援助が本学院発展の基礎を築いたことにより、寄附行為第 1 章第 1 条にあるように、その教育の理念を、「キリスト教に基づき学校教育を行うことを目的とする」とし、絶えずその実践に努めてきた。この教育の理念は、横浜バプテスト神学校初代校長 A.A.ベンネットの墓碑銘“*He lived to serve*”と、関東学院になってからの初代学院長坂田祐によって選定された校訓「人になれ 奉仕せよ」に具体的に示されている。

校訓「人になれ 奉仕せよ」は、人間であることを深く自覚し、人間らしい人間になることを教育の基本命題にしたものであり、人間らしい人間とは、他者、隣人、弱者に愛をもって奉仕する者になることを説いている。本学院の教育理念を示すこの校訓は、今日の日本の社会、とりわけ、教育の現場が抱えている課題に取り組む際の基本姿勢を、十分に担い得るものと確信している。

現在、本学院は、大学（大学院を含む）、高等学校 2 校、中学校 2 校、小学校 2 校、認定こども園（幼稚園及び保育園）2 園を設置し、学生生徒数 14,416 人が在籍する総合学園に発展している（大学の教育研究組織の概要については資料 1 参照）。とりわけ、大学においては 104,000 余名の卒業生を数え、社会の各界各分野において広く活躍し、高等教育機関として、社会に対しその使命を果たしてきた。

2. 設置の趣旨

(1) 看護学研究科設置の趣旨

現在、我が国においては、急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加などによる疾病構造の変化、医療の高度化、保健サービスに対する国民のニーズの高度化・多様化により、保健・医療・福祉を取り巻く状況は著しく変化し、保

健・医療・福祉における人々への支援のあり方の多様化が求められている。

医療の高度化・複雑化は進展し、生命の危機を回避する急性期医療の発展は目覚ましいものがあり、急性期医療に対応できる看護職の育成が望まれている。また、病院などの施設を中心に医療従事者の専門細分化が進み、我が国の医療は国際的にも極めて高い水準にあるが、プライマリーケアや慢性期の医療・看護の質が課題となっている。その要因には、疾病構造が生活習慣病を中心としたものになり、なんらかの疾患や障害を抱えて地域で生活する人々が増えていることが挙げられる。

一方、急速な高齢化により脳血管障害や認知症等による高齢の要介護者が増加するなかでは、「健康寿命」「健康な生活」が求められ、健康・生活という概念が重要視されている。生活習慣病と称される慢性疾患（がん、脳血管障害、心臓病等）は、複雑にこころや社会の状況を反映し、治療という概念だけで対応することは困難であり、患者・家族それぞれが自分の心身や生活との折り合いをつけながら療養あるいは介護できるよう、専門的支援を実践できる人材が求められている。

さらに、少子高齢化に伴う家族構成や就業構造の変化などにより、子どもと接することなく母親となる女性の増加や初産婦の高年齢化、地域における人間関係の希薄さなどが、子育て世代の母親の孤独化、育児不安の要因となり、虐待やネグレクトといった社会問題の増加をも招いている。こうした状況下で、医療の高度化により入院期間の短縮に伴い、在宅で療養する子どもも少なくない。

このように医療施設の中で療養する人々だけでなく、地域で生活するあらゆる発達段階にある人々に対する健康生活上の専門的な支援が重要となっている。

こうした社会的環境の変化を背景として、看護職は人々の QOL (Quality of Life) を重んじるキュアとケアを統合させた役割を担う職種として、療養上や健康生活上の課題や問題の緩和、地域で介護する人々への専門的支援など、地域の健康課題に対して貢献を果たすことが、ますます期待されている。

一方、医療施設では、医療費の高騰や超高齢社会に伴い経営の大きな変換を迫られており、副病院長の職に就く看護職も増え、医療政策や経営管理の知識を持ち、実践におけるエビデンスを基に学術的な看護学の概念構築を図ることで、病院経営に対する責任が果たせる高いマネジメント能力を持つ看護管理者の育成が急務となっている。

(2) 設置の必要性

このたびの申請に先立ち、本学が掲げている教育理念「キリスト教の精神に基づき豊かな人間性を培い、学生一人ひとりに向き合う教育によって個性と知性を磨き、社会において主体的に自立して生きるための知識と技術を養い育てることにより、社会的使命を自覚して 21 世紀共生社会に貢献する人材を育成する」に、最も教育内容及び養成する人材像が適った学部として、2013（平成 25）年に看護学部を新設した。

この看護学部では、「21 世紀の保健・医療・福祉分野における看護専門職としての社会的使命を自覚して、人々の健康と福祉に貢献できる人材」の育成を目的としていることから、研究対象とする学問分野は、看護学分野を中心的な分野とし、また、保健・医療・福祉の分野で看護専門職として社会に貢献できる、殊に医療の現場から求められている医療の高度化や患者・家族のニーズの多様化、チーム医療の推進等に対応していく人材の育成のための教育、看護師養成に絞った教育、を行うこととし今日に至っている。

2015 年 4 月現在、我が国の看護系大学等の設置状況は、248 校、うち大学院（修士課程）の設置は 164 校（66%）であり、学部入学定員 225,665 人、大学院（修士課程）入学定員 3,188 人である。本学が位置する神奈川県内では、学部設置 12 校（2015 年度新設 3 校含む）うち、大学院（修士課程）設置は 7 校（58%）であり、学部入学定員は 1,030 人、大学院（修士課程）入学定員は 113 人である。

この看護系大学、大学院の設置の背景には、先に延べた状況、背景のなかで、高い専門性をもとに変化する社会のニーズに対応できる実践能力及び教育・研究能力を持つ看護専門職者が求められている現状がある。

看護職は、病気や障害をもつ人とその家族に貢献する役割をもつとともに、自分自身も生涯を通し、多くの経験を積み、成長し続ける存在でもある。そのため、学士課程教育の段階から、より高度な看護の学修を念頭に継続的な学修計画を意識化させることは、専門性の高い人材輩出を効率的に導くことに繋がる。そのため学士課程の完成後、更なる発展を期すためにも大学院（修士課程）の開設は重要と考えている。

また、看護職を育成する看護学は、実践を基盤とする実践の科学であり、看護学の発展と人々への看護サービスの向上を図るためには、実践の場と教育・研究機関とが密に連携することが重要である。現在、本学看護学部教員への看護研究指導や講義の要請が連携病院をはじめ、神奈川県内の病院から多くあり、教育研究機関としてこうした要請に今後も継続的、積極的に応えていくこととしているが、将来的には実践現場で活躍する看護職が、高度な専門性や研究能力を持ち、実践の場における継続教育の一翼を担っていくこ

とも強く望まれている。

このようなニーズに対応して、日本看護協会では1995年に半年の学修課程で学び、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる看護職を育成するために認定看護師制度を設立した。

現在、認定分野は21に及び、1万人以上の認定資格を有する看護職者が臨床の場で活躍している。しかしながら、認定看護師は、実践に長けていても実践をベースにしたエビデンスを研究として捉え、看護学の発展に繋げるスキル不足を自覚し、学び直しの場合として大学院に入学するケースも少なくない。

看護学部設置以前、本学では、既設の経済学部並びに大学院経済学研究科において、看護職者の学修意欲に対し門戸を開き、そのことにより、現在、卒業生や修了生の多くが、神奈川県下の病院や保健福祉施設においてリーダー的存在として、また看護管理者として看護職者を牽引している。

このたび設置する本学看護学研究科（以下看護学研究科）は、こうした看護職の人材育成の流れを踏襲しつつ、看護学部を基礎とし、校訓「人になれ 奉仕せよ」に則り、人に対する尊厳の精神を持ち、保健医療機関・看護系機関・教育機関等で活躍する実践能力を持った高度専門職業人の育成を目指すこととしている。

具体的には、対象の反応や情報を系統的に収集し、個人や地域の健康課題に対応した、看護として蓄積された知識・スキルを、実践の場で適応させるような、卓越した判断力や変革推進力のある看護実践者の育成とともに、研究や管理及び政策等に携わる人に対しては、管理者として、教育者としての資質向上を目指すこととしている。

看護学研究科は、臨床や職場での課題や問題点を研究課題とし、修士論文を作成する過程を通して解明方法を学び、臨床現場に戻り実践することで指導的・中核的な役割を担い、看護サービスの質的向上に貢献できる人材の育成、すなわち、学部教育の目標『看護専門職として主体的に自立して専門性を発揮するための看護実践知、さらに多職種間で協働し地域社会と連携するための実践知を養い育てること』を発展させ、保健・医療・福祉・教育等の現場において、その一翼を担い、広く地域社会のニーズに対応できる、より高度な専門職業人を養成するために設置するものである。

3. 教育研究上の目的

(1) 教育研究上の目的

看護は、あらゆる健康レベルとライフステージにおける人々の健康の保持増進、出生、疾病の予防、疾病の回復及び人生の穏やかな終末に伴う支援を

担っている。今日、少子高齢社会を背景に我が国では、保健医療福祉政策の改革が急速に進み、保健医療福祉チームにおける看護の役割が重要視されるとともに、人々の健康ニーズに応える看護学の学問的な発展が期待されている。

また、看護職の果たすべき役割は、その活動領域と内容がますます広域化・多様化してきている。これからは、施設内外において他の専門職（例えば、理学療法士、作業療法士、薬剤師、社会福祉士、臨床心理士など）と連携をとりつつ、人々の健康状態を的確に判断し、適切なケアを提供することが必要となる。

看護職者は、これらの専門職者で形成されるチーム医療の中で、これまで以上に主体性や創造力を発揮することが求められている。加えて、支援の多様化・保健医療福祉へのニーズの多様化に対応するためには、ケアを受ける人々の多様な価値観や人権・倫理の重視、情報提供・説明責任など、人間に対する深い理解と看護専門職としての確実な専門知識に裏打ちされた看護実践能力とマネジメント能力が必要とされるようになってきている。

こうしたことを踏まえ、看護学研究科では、学部からの進学者に対しては、専門分野を深く学修した後、各施設で専門職としてスタートできるよう、また、現職看護職者に対しては、修了後、それぞれの現場において、患者や地域の人々の健康と生活を向上させるための中核的な役割を担うとともに、実践現場での牽引的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる高度職業人としての看護職として活躍できるよう、それぞれの背景による教育方法として、対象者のレディネスを考慮し、学部からの進学者にはこれまで習得した内容を踏まえ実践内容がよりイメージしやすいように、演習ではより実践に近い状況を設定し修了後は専門職としてスタートできるよう教育方法を工夫する。具体的には、臨床で遭遇する様々な事例を用いたり、視聴覚教材（実践場面の DVD など）を活用し、それらをもとに現職看護職と共にディスカッションを行う。さらに看護実践で頻繁に使われている専門用語に関しては、事前学習課題として学生の理解度に合わせ個別指導を行う。また、現職看護職に対しては、臨床実践における現象をエビデンスに基づき、先行研究成果の探求及び理論との統合を図る教育内容を重視する。具体的には、学生に臨床実践場面を想起させ、それらの場面におけるエビデンスを理論や先行研究に基づき分析することで、実践の意味づけや現象の概念化を図る。

なお、就業を継続しながら学修する者に対しては、大学院設置基準第 14 条の特例による教育方法を用いて、昼夜開講を実施するとともに、在職のまま修学できるよう長期履修制度の適用などの便宜を図り、実践現場との

融合を密にすることにも配慮する。

(2) 育成する人材

1) マネジメント能力の高い人材育成

多様な看護組織の中で、看護管理者の役割と課題、将来展望を探究するとともに、看護を提供する場のシステムの創造や整備の役割を担える人材の育成を行なう。

医療の高度化への対応、人々の価値観の多様化の進展に伴い医療職者として、人権を尊ぶ倫理的判断の一層の必要性、保健・医療・福祉を担う専門職の細分化に伴う看護の場における多職種との連携への対応及び看護が提供される場の多様化に伴う地域との連携への対応など、看護をめぐる環境は、めまぐるしい変化を遂げ、従来の看護管理のあり方では、対応困難な場面も数多く見られるようになってきている。こうしたことから、組織における看護管理の課題を深く追求するとともに、現場を改革できる人材育成が求められている。

さらに、医療費の高騰や超高齢社会に伴い医療施設の経営にも大きな変換が迫られている。看護のあり方は、医療制度・政策に大きな影響を受けるため、医療政策の動向や経営管理を熟知し、患者・国民の健康の維持・増進に必要な看護や医療提供体制について、エビデンスに基づき将来を展望し、創造的に提言できる高いマネジメント能力を持つ管理者の人材育成が必要である。

2) 人々の生活に即した専門性の高い看護実践ができる人材育成

看護は人々の健康ニーズに対し病気の有無で看護を区別するのではなく、広く地域社会で生活するあらゆる発達段階にある人々の疾病予防や健康の維持増進、QOLの向上、保健医療に対するニーズに即した対応等ができる高度な看護実践能力が求められていることから、高度な実践能力に基づき、地域社会を含む実践現場での指導的・中核的役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる人材を育成する。

近年、少子高齢化に伴う家族構成や就業構造の変化等により、子どもと接することなく母親となる女性の増加や初産婦の高年齢化、地域における人間関係の希薄さによる子育て世代の母親の孤独化は、母親の育児不安の要因となり、健全な心身と生活の基盤を培う段階である乳幼児期にある子ども達への虐待やネグレクトといった社会問題の増加を招いている。

こうした環境下にあって、治療の進歩や在宅医療機器等の進歩、医療改革の政策誘導に伴う入院期間の短縮により、在宅で療養する子どもが増加して

おり、そのため、慢性疾患や障害のある、あるいは医療的ケアを必要とする子どもの学校等社会への復帰のための支援が必要とされ、また、母親を中心とする家族成員への看護・介護負担の要因にもなっている。

超高齢社会においては、「健康寿命」「介護予防」が求められている。一方で、若年及び高齢者の認知症の増加は、地域で暮らす家族にも多大な影響を及ぼし、高齢者施設への入所希望の増加を招いている。そのような中、高齢者ケアを担う看護職の実践能力の向上や役割への期待はますます増大していくものと考ええる。

在宅看護は人々が生活している居宅において看護を行うものであり、在宅療養者及び家族の QOL の向上をめざすケア、医療を必要としながらも社会生活を継続するための支援、そして安らかな死に至るまでのケアまで、幅広い発達段階や健康レベルを対象としている。また、在宅看護は地域特性による影響を受けることから、当該地域の社会資源等に応じた在宅看護・在宅医療を受けて療養する対象とその家族への質の高い援助を保障するシステム、そのシステムを支える他職種との協働が重要となる。

このように施設の中だけでなく、地域で生活するあらゆる発達段階にある人々に対し、健康の問題を総合的にとらえ専門的な支援ができる人材が必要といえる。看護は、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の回復、人生の穏やかな終末や生育といったあらゆる健康レベルとライフステージにおいて幅広い役割を担う専門職であることから、あらゆる発達段階にある人々の健康生活に対する卓越した看護実践と教育・研究の知識とスキルを持ち、エビデンスをもとに新たな看護ケアの構築に寄与できる人材を育成する。

3) 療養生活を送る患者に専門性の高い看護実践ができる人材育成

高度な医療を受ける人々やその家族が抱える、身体的かつ心理、社会的諸問題への対処、地域で生活する人々の QOL 向上や長期的視点に立つ継続的なケアなど、多様なヘルスケアニーズに対応できる高度な看護実践者、並びに実践の場における看護職への教育を担える指導者、さらに実践の場の変革の推進的役割を担える人材の育成を行なう。

国民全体の努力や高い教育・経済水準、保健・医療水準に支えられ、我が国の平均寿命は（特に女性では昭和 59 年から今日に至るまで世界一を誇るなど）世界でも有数の水準を示している。一方、疾病構造は、感染症などの急性疾患から、がんや循環器疾患などの生活習慣病をはじめとした慢性疾患へと大きく変化してきている。その結果、慢性疾患への罹患やリスクの高まった状態に陥ることは、多くの人々が経験する身近な状況となり、生活習慣病の死亡数割合は 1 年間の全死亡者数の約 60% を占めている。このため、日常

生活における健康管理を始め、病状のさまざまな段階に応じた総合的な対策を図ることが求められるようになった。

人々がなんらかの疾患を抱えて生活することが普通になった現在において、患者それぞれが自分の心身との折り合いをつけながら療養できるよう専門的支援を実践できる人材が求められている。

その一方で、医療の高度化・複雑化はますます進展し、生命の危機を回避する急性期医療の発展も目覚ましいものがある。

急性期医療を担う看護職には緊急時に対応できる能力や多職種との連携や協働といったチーム医療を担える能力、患者及び家族が利用できる社会資源の活用法などに関する幅広い知識が必要となる。

加えて、フィジカルアセスメント能力や緊急時に対応できる最新の医療技術を修得する姿勢や能力を持ち、退院後の生活支援が行える人材育成が求められている。

看護は人々の QOL を重んじるキュアとケアを統合させた役割を担う職種であり、療養上や健康生活上の課題や問題の緩和、地域で介護する人々への支援などを行なう専門職であることから、人々の生命と人権を重視し、施設で医療を受ける患者・家族の心理的問題、患者の QOL の確保、受療後における地域での継続的な生活ケア等がより重要となることから、高度で多面的な教育・研究・実践の知識とスキルを持った人材の育成が必要となる。

こうしたことから、療養支援と継続看護に卓越した看護実践と教育・研究の知識とスキルを持ち、実践現場での指導的・中核的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる人材を育成する。

(3) 学生確保及び社会的な人材需要の見通し

1) 学生確保の見通し

①現職看護職者の修士課程入学のニーズ

看護学研究科設置の検討にあたり、本学看護学部の実習施設である病院 8 施設に勤務の看護職者 2,774 人を対象に、2015（平成 27）年 5 月～7 月にかけて、ニーズ調査を実施したところ看護学研究科への関心の高さと、離職せずに進学、学修できる条件を整えることの重要性が示唆された。

②本学学生の修士課程進学へのニーズ

同様に本学看護学部在学学生 241 人を対象に、2015（平成 27）年 5 月に、修士課程への進学ニーズを調査したところ、在学学生の看護学研究科の関心の高さが示唆された。

③神奈川県下の大学院における類似する研究科等の収容定員の状況

先に「2. 設置の趣旨（2）設置の必要性」でも述べたとおり、本学が位置する神奈川県内では、看護学部設置 12 校（2015 年度新設 3 校含む）のうち、大学院（修士課程）設置は 7 校（58%）であり、学部入学定員 1,030 人、大学院（修士課程）入学定員 113 人、学部入学定員に対する大学院（修士課程）入学定員の割合は、10.9%である。

このように、本学で実施したニーズ調査の結果、本学が位置する神奈川県下の類似する研究科の設置状況及び既設研究科の定員充足状況等から、看護学研究科の入学定員 8 人（収容定員 16 人）の確保は十分に見込まれるものと考えている。

2) 社会的な人材需要の見通し

①現職看護職者のキャリアアップのための修士課程への進学ニーズ

先に述べた看護学研究科設置検討のためのニーズ調査の後、再度、看護学研究科の概要を示し、実習施設 5 施設に勤務の看護職者 2,354 人を対象に 2015（平成 27）年 11 月～12 月にかけて、アンケート調査を実施したところ、キャリアアップのための学修の機会として、看護学研究科へ入学の希望を持つ看護職者が数年に亘り、設定する入学定員を上回る人数で存在することが示唆された。

②神奈川県内の就業看護職員数の状況

神奈川県の発表によると、平成 26 年度の就業看護職員数は、平成 24 年度からは 4,490 人増加しているが、厚生労働省「平成 26 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」の「1. 就業保健師・助産師・看護師・准看護師（5）都道府県別にみた人口 10 万対就業保健師等数」によると、就業看護職員数は、全国でも 3 番目に少ない状況にある。

以上、本学実施のニーズ調査結果、本学が位置する神奈川県下の就業看護職員数の状況等から、看護学研究科が、学部からの進学者のほか、現職看護職者に対して、修了後、それぞれの現場において、患者や地域の人々の健康と生活を向上させるための中核的な役割を担うとともに、実践現場での牽引的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる高度職業人としての看護職として活躍できる人材の育成を目指すことは、こうした社会的人材需要に適うものと考えている。

（本学実施のニーズ調査、神奈川県内の状況等に関する詳細は、別添「看護学研究科の学生確保の見通し等を記載した書類」に詳述。）

3) 人材需要に繋がる看護学研究科の特徴

①総合大学としての強みを重視した看護学の学術的発展

看護学は実学であり、実践を基盤とした学術的発展が求められる。本学は、横浜山手に1884年に創設された横浜バプテスト神学校を源流とする歴史と伝統のある学院が設置する大学であり、現在、人文・社会・理工学・建築、栄養、教育などに亘る10の学部と文学・経済学・法学・工学の4研究科を有する大学院を設置し、教育・研究・実践の水準を高めている。建学の精神とともに、校訓である「人になれ 奉仕せよ」の下、キリスト教に基づく人格教育と、高度な知識と技術を修めた人材の育成に力を注ぐとともに、地域に貢献する有為の人を育み、数多くの卒業生を輩出している。このように本学は、既設の学部・研究科における実学的学術研究の実績を有していることから、看護学の学問発展にとって大きな刺激・参考となる。また、既設の研究科において指導実績のある専任教員が担当する科目を、共通科目の中に配置できることは、総合大学としての強みである。

②看護職の継続教育の場

看護職は、病気や障害をもつ人とその家族に貢献する役割をもつとともに、自分自身も生涯を通し多くの経験を積み成長し続ける存在である。看護職は日々の看護実践を蓄積していく中で、自らの経験として留めるのみでなく、さらに深化させ探求していく姿勢を持ち続けることが、自らの専門性を高めていくキャリア形成に繋がる。看護学研究科（修士課程）では、看護職者自身が実践経験を重視し、経験の中から看護の一般性や普遍性を導き出し、看護の専門性が高められるように指導していくことを目的とする。また、入学者が実践の場を持ちながら学ぶことを重視していく。そのため、大学院設置基準第14条の特例による教育方法を用いて、昼夜開講を実施すると共に、長期履修制度を適用し、在職のまま修学できる教育研究指導体制を図る。

③質の高い学部学生の確保への貢献

少子化に伴い、18歳人口は減少し、2018年には大学全入時代を迎えることが予測されており、地方の私立大学において定員割れが相次いでいる中で、本学看護学部は開設時より例年3倍程度の競争率を保っている。修士課程の設立は、学部入学生にとって、卒業後の継続学修の機会を提供するものである。専攻する学問領域に研究科があることは、入学生の学修意欲を高く保持できるとともに、質の高い学生を確保することに繋がる。また、大学と隣接する実習病院もあることから、働きながら学びたい者にとっては要望をかなえやすい環境にある。そのような環境は、実習病院へ向上心のある卒業生や看護師を惹きつけること、また将来的には看護学生の実習環境への好影響に

繋がることが考えられ、質の高い看護職者の輩出も期待できる。

II 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学の既設の大学院、文学研究科、経済学研究科、法学研究科及び工学研究科の4研究科は、既に博士後期課程まで有している。各々の研究科では、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、その深奥を究め、又は高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の形成を目標に、グローバルな視点や世界を視野に入れた実践的な高度専門職業人の育成を担っている。看護学研究科においても、実績や社会的ニーズなどを踏まえ修士課程の完成年度以降において、博士後期課程の開設（課程の変更）に向けて検討していく。

III 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科・専攻の名称及び学位の名称は次のとおりとする。

(1) 研究科の名称

看護学研究科 (Graduate School of Nursing)

(2) 専攻の名称

看護学専攻 (Master's Course in Nursing)

(3) 学位の名称

修士 (看護学) (Master of Science in Nursing)

IV 教育課程の編成の考え方及び特色

看護学研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開講するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、次に掲げる方針（3看護学分野における教育の基本的考え方）のもとに体系的な教育課程を編成する。

教育課程の編成にあたっては、専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるとともに、看護学に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮する。なお、この教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）は、諸科学の進展や社会の変化、本研究科に対する社会の要請などを踏まえて、常

に内容に改善・改良を加え、教育課程並びに教育指導体制の充実に努めることとしている。

1. 教育課程編成の考え方

教育課程の構造

本研究科の専門分野における各看護学は、学部の専門科目群に深く連動するように構成した。学部のカリキュラムは、専門基礎分野と基礎看護学分野を基盤とし、専門看護学を「生活支援看護学」「療養支援看護学」「統合看護学」の3つの分野を柱とする授業科目で構築されている。それぞれの柱における科目は、資料2「教育研究の柱となる領域の関係図」に示すとおりである。これら3つの柱を専門分野として、大学院教育においては、さらにそれぞれの分野における専門性の追求として、【生活支援看護学分野】においては、「母子看護学」「高齢者・在宅看護学」の2領域を、【療養支援看護学分野】においては、「クリティカル看護学」「慢性看護学」の2領域を、【看護管理学分野】においては「看護管理学」の1領域を区分とした。（資料2「学部との教育課程の繋がり」）

また、本研究科では、看護学の分野においては、人々の生命の尊厳と権利の擁護を重視し、卓越した看護実践と教育・研究の知識とスキルを持ち、社会に貢献できる人材の育成を目標とし、「看護管理実践者」とともに、「施設・地域における様々なライフステージにある対象者へ看護全般のサービスの質的向上を図れる人材」及び「様々な施設で療養支援を行なう看護の実践者」の育成を目指すこととしている。

そのため、前者を育成するために「看護管理学分野」を、後者を育成するために「生活支援看護学分野」及び「療養支援看護学分野」を置く。

各分野の中に設定された各看護学領域は、看護を実践する場において教育・研究の牽引的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる人材育成の課題に応えるために設けたものである。

従って、研究指導においては、分野及び領域の特徴に関わるテーマについての修士論文（特別研究）作成に向けた指導・助言を行う。

2. 専門科目を構成する分野の概要

(1) 看護管理学分野における教育の基本的な考え方

少子高齢社会の中で、疾病構造の変化や医療費の高騰に伴い、我が国の医療施設経営は大きな変換を迫られている。また、看護のあり方も医療制度・政策に大きな影響を受けるため、看護管理者も医療政策の動向や経営管理に熟知することが求められている。加えて、近年、病院の副院長を看護職が担

うなど、看護職の病院経営参画が進んでおり、そうした傾向は今後も続いていくことが予測される。こうしたことから、これからの看護管理者には、患者・国民の健康の維持・増進に必要な看護や医療提供体制についてのエビデンスに基づき、将来を展望し、創造的に提言できる高いマネジメント能力が必要となる。そのため、社会が求めるヘルスケアサービスを提供するために、施設の理念を具現化するための組織化、並びにその運営の責任が果たせる高いマネジメント能力を培い、「政策過程」「経営管理」に関する理論的な探求を通して、革新的かつ創造的な看護管理のできる人材育成が求められていることから、「看護管理学分野」には、分野の特性を深く探求する看護学として、「看護管理学領域」を設置した。

(2) 生活支援看護学分野における教育の基本的考え方

生活支援看護学分野では、病気の有無や生活する場により看護を区別するのではなく、広く施設や地域社会で生活するあらゆる発達段階にある人々の疾病予防や健康の維持増進、QOLの向上、保健医療に対するニーズに即した対応等ができる高度な看護実践能力の育成を図る。

看護は、生育、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の回復及び人生の穏やかな終末といったあらゆる健康レベルとライフステージにおいて幅広い役割を担っている。さらに高度な実践能力に基づき、実践現場での牽引的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる人材を育成する。そのために、「生活支援看護学分野」には、分野の特性を深く探求する看護学として、「母子看護学領域」と「高齢者・在宅看護学領域」とを設置した。

(3) 療養支援看護学分野における教育の基本的考え方

医療を取り巻く環境は、医療技術の進歩、医療提供の場の多様化等により大きく変化してきており、その中で人々の医療に対する意識は、安全・安心の重視とともに、量から質の向上をより重視するといった方向へ大きく転換してきている。このような環境や意識・認識の変化に応じて、看護職者には、質の高い看護サービスの提供者として幅広い役割を担うことが期待されている。看護は人々のQOLを重んじるキュアとケアを統合させた役割を担う職種であり、療養上、健康生活上の課題や問題の緩和、地域で介護を担う人々への専門的支援などを行なう専門職である。人々がなんらかの疾患や障害を抱えて生活することが増加している現在において、患者・家族それぞれが自分の心身や生活との折り合いをつけながら療養できるよう、専門的支援を実践できる人材が求められている。

療養支援看護学分野では、緊急性の高い医療を受ける人々や家族の抱える身体的かつ、心理社会的諸問題への対処、慢性疾患を持ちながらも地域で生

活する人々の QOL 向上や長期的視点に立つ継続的なケアなど、療養生活を支援する卓越した看護実践能力の育成を図る。その実践能力に基づき、実践現場での指導的・中核的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる人材を育成する。

そのため、「療養支援看護学分野」には、分野の特性を深く探求する看護学として「クリティカル看護学領域」と「慢性看護学領域」とを設置した。

(4) 共通科目

専門科目のほかに、共通科目を置く。

1) 共通科目 I

共通科目 I には、専門科目全般を深く追究していくための基礎能力を育成することを旨とする科目であり、看護系大学協議会の定める専門看護師の教育内容に準じ、研究能力に関わる「看護研究方法論」、「看護理論」、管理・調整能力に関わる「看護管理論」、「看護継続教育学」、「看護政策論」の科目を配置した。

2) 共通科目 II

共通科目 II には、総合大学としてのメリットを活かし、既設研究科からの協力を得ながら、法律、経済、環境を看護の視点から学び、個人あるいは地域の健康問題や多世代支援において高いリーダーシップを発揮することができるよう「看護と法律」、「看護と経済」、「看護と環境」の3科目を選択科目として配置した。

3. 研究科を構成する分野の概要

(1) 看護管理学分野

1) 分野設置の看護学

看護管理学

2) 分野の目的

看護が提供される場の多様化の中で、他職種によるチーム医療の推進、保健医療福祉政策の動向と経営への参画などの役割を通して、多様な看護組織の中で、看護管理者の役割と課題、将来展望を探求するとともに、看護を提供する場のシステムの創造や整備の役割を担える人材を育成することを目的としている。

(2) 生活支援看護学分野

1) 分野設置の看護学

母子看護学、高齢者・在宅看護学

2) 分野の目的

生活支援看護学分野では、施設内外や人々の健康ニーズに対し病気の有無で看護を区別するのではなく、人々の健康の保持増進、疾病の予防、疾病の回復、人生の穏やかな終末や生育といったあらゆる健康レベルとライフステージにおける諸問題に対する保健医療ニーズに対応できる看護実践者を育成する。このような実践能力と教育・研究の知識とスキルに基づき、地域社会を含む実践現場での牽引的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる人材を育成することを目的とする。

(3) 療養支援看護学分野

1) 分野設置の看護学

クリティカル看護学、慢性看護学

2) 分野の目的

療養支援看護学分野では、人々の生命と人権を重視し、施設で高度な医療を受ける患者・家族の心理的問題、患者の QOL の確保、受療後における地域での継続的な生活ケアなど、療養支援と継続看護に卓越した看護実践者を育成する。このような実践能力と教育・研究の知識とスキルを通して、実践現場での指導的・中核的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる人材を育成することを目的とする。

4. 授業科目の構成

本研究科の授業科目の構成は、共通科目と専門科目からなる。共通科目は「共通科目Ⅰ」と「共通科目Ⅱ」から構成されている。

専門科目は、「看護管理学」「生活支援看護学」「療養支援看護学」の3分野、「看護管理学」「母子看護学」「高齢者・在宅看護学」「クリティカル看護学」及び「慢性看護学」の5領域で構成される。専門分野の科目は、各分野の特徴を概観する看護学特論に加え、各分野の各専門領域の看護学特講Ⅰ～Ⅲの講義と各専門領域の演習、特別演習並びに分野の特別研究からなる。

特別演習は、具体的な事象の調査や看護の実践・看護の現場でのフィールドワークを行う。

特別研究(10単位)は、専門分野の看護サービスの質向上に連動する研究テーマを明確化し、テーマに沿って研究し、修士論文を作成する。

(1) 共通科目(13単位 必修4単位 選択9単位)

1) 共通科目 I (10 単位：必修 4 単位 選択 6 単位))

看護研究方法論 (必修：2 単位)、看護理論 (必修：2 単位)、看護管理論 (選択：2 単位)、看護継続教育学 (選択：2 単位)、看護政策論 (選択：2 単位)

2) 共通科目 II (選択：3 単位)

看護と法律 (1 単位)、看護と経済 (1 単位)、看護と環境 (1 単位)

(2) 専門科目 (3 分野から選択した分野・領域から 21 単位)

1) 看護管理学分野

①特論 看護管理学特論 (1 単位)

②領域 看護管理学特講 I (2 単位)、看護管理学特講 II (2 単位)、看護管理学特講 III (2 単位)、看護管理学演習 (2 単位)、看護管理学特別演習 (2 単位)

③研究 看護管理学特別研究 (10 単位)

2) 生活支援看護学分野

①特論 生活支援看護学特論 (1 単位)

②領域 母子看護学特講 I (2 単位)、母子看護学特講 II (2 単位)、母子看護学特講 III (2 単位)、母子看護学演習 (2 単位)、母子看護学特別演習 (2 単位)

領域 高齢者・在宅看護学特講 I (2 単位)、高齢者・在宅看護学特講 II (2 単位)、高齢者・在宅看護学特講 III (2 単位)、高齢者・在宅看護学演習 (2 単位)、高齢者・在宅看護学特別演習 (2 単位)

③研究 生活支援看護学特別研究 (10 単位)

3) 療養支援看護学分野

①特論 療養支援看護学特論 (1 単位)

②領域 クリティカル看護学特講 I (2 単位)、クリティカル看護学特講 II (2 単位)、クリティカル看護学特講 III (2 単位)、クリティカル看護学演習 (2 単位)、クリティカル看護学特別演習 (2 単位)

領域 慢性看護学特講 I (2 単位)、慢性看護学特講 II (2 単位)、慢性看護学特講 III (2 単位)、慢性看護学演習 (2 単位)、慢性看護学特別演習 (2 単位)

③研究 療養支援看護学特別研究 (10 単位)

V 教育方法、履修指導・研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

看護学研究科は、保健医療看護に対する社会一般のニーズに応えつつ、新しい時代の保健・医療・福祉を担える人材育成を目的に、広い視野に立脚し看護学分野の高度な実践看護学の追究、並びに看護学の実践的研究能力を培うことを目標としている。そのため、各科目の教授に当たっては、専門特化した教員を配置し、オムニバス方式による授業方法を積極的に取り入れた。

なお、オムニバス方式をとることから、各科目に責任教員を置き、授業の到達目標及びテーマに沿って一貫性を持って授業が進行するよう、科目内での内容の重複・欠落の防止に努める。また、責任教員が各授業担当教員から提出された評価を総合的に判断し、単位認定を行う。なお、責任者についての学生への周知は、履修指導、授業のガイダンス等で行う。

1年次前期（春学期）には、各専門分野の基盤になる共通科目に「看護研究方法論」「看護理論」「看護管理論」及び「看護継続教育学」の4科目を、専門科目には、看護管理学分野、生活支援看護学分野、療養支援看護学分野の各分野に、それぞれ専門の「特論」を、また、各領域に「特講ⅠとⅡ」を配置している。後期（秋学期）には、共通科目「看護政策論」1科目に加え、共通科目Ⅱとして、「看護と法律」「看護と経済」「看護と環境」の3科目の計4科目と各領域に「特講Ⅲ」「演習」及び「特別演習」を配置している。

2年次前期（春学期）には、1年次後期（秋学期）までの学習を基に、分野の特別研究を指導する。2年次後期（秋学期）では、分野及び領域の看護サービスの質的向上に繋がるテーマの研究へと指導し、修士論文の作成へと導き、論文審査と最終試験（口頭試問）を課す。

2. 履修方法

看護学研究科への入学希望者に対しては、事前相談を行い、入学の動機・分野並びに選択する看護学、さらに専門看護師志望の有無、実務経験などを確認し、学生の希望する分野及び看護学と専門科目の区分における分野及び領域とで齟齬が生じないように適切に指導する。

学生は入学の際、専門科目の3分野の各領域のうちから1領域を選択し、当該領域の担当教員のうちから、研究指導を希望する教員を選択する。

この希望に応じて、入学後、学生の職業上のキャリア発達が有効となるように配慮し、履修登録時（4月上旬）までに看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」）において、主指導教員及び副指導教員を決定する。学生は、当該教員の

指導のもとに所定の研究を行う。なお、特別の事情により、分野、とりわけ選択した看護学領域の変更の必要性が生じた場合には、研究科委員会において審議する。学生には、変更に関する相談体制について、研究科委員長に加え指導教員がその任を担っていることを入学初期に伝え、指導を行っていく。

授業科目は、主指導教員の指導により、選択した専門領域が配置されている分野に配当されている7科目を含め、共通科目と専門科目とを合わせて、31単位以上修得するよう科目を選択し履修するよう指導する。指導教員は、学生の希望を尊重し、実務経験・実践並びに学修能力等・学修上の諸課題・修了後の進路などを十分に考慮して履修及び研究指導を行う。

なお、長期履修（3年間）を希望する学生についても、上記「1. 教育方法」で述べた科目配置において履修することとしており、そのため2年間かけて、専門科目の「特別研究」以外の科目を履修し、3年目に「特別研究」を履修するように指導することで対応する。

（資料3 大学院看護学研究科履修モデル）

3. 研究指導

研究は、入学と同時に取り組むように指導する。研究指導体制は、看護管理学分野・生活支援看護学分野・療養支援看護学分野の3分野に配置される5領域にそれぞれ主指導教員並びに、副指導教員を置き、主指導教員と副指導教員とによる複数指導により行う。看護学研究科は、高度な看護実践者並びに看護実践の質を改革できる人材育成を目指していることから、主指導教員並びに、副指導教員は、「研究テーマは看護実践を発展させるもの」であることを重視しつつ、学生の関心あるテーマを確認しながら、学生がテーマを絞り、焦点化できるように講義・演習の中で具体的に指導していく。

（1）研究指導

特別研究では、各分野の看護サービスの質的向上に繋がるテーマを見いだし、研究を通してテーマを追究するよう指導し、研究指導では、実践の分析、改善・改革のプロセス、成果を論理的かつ系統的に記述・考察させ、修士論文作成へと導く。

（2）倫理審査

特別研究の実施は、倫理委員会の承認を必要とする。看護学研究科の倫理審査は、「関東学院大学研究倫理基準」「関東学院大学における人に関する研究倫理規程」により、同規程に定める「人に関する研究倫理審査委員会」に倫理申請（既定の研究計画書を提出）を行なったうえで、倫理審査を受ける。

同委員会は、研究支援室長及び各学部から選手された者6名、学外有識者

委員 2 名以上から構成されており、研究協力者となる対象の人権擁護、研究の理解を求め同意を得る方法、研究等によって生じる個人への不利益と危険及びその対応、情報管理等について審査している。

(資料 4 「関東学院大学研究倫理基準」「関東学院大学研究倫理委員会規定」「関東学院大学における人に関する研究倫理規程」)

4. 修了までのスケジュール

(1) 主指導教員の決定 (入学時)

学生は、入学の際、専門科目の 3 分野の専門領域の中から希望する 1 領域を選択する。学生の希望により選択した領域を考慮しつつ、学生の職業上のキャリア発達が有効となるように配慮し、研究科委員会において特別研究に関わる主指導教員及び副指導教員を決定する。

(2) 履修計画の指導 (1 年次 4 月)

主指導教員及び副指導教員の指導の下、各分野に設けられた科目 (共通科目を含む) を選定及び履修する。

(3) 修士論文指導願の提出・修士論文指導教員の決定 (1 年次 9 月末)

修士論文を提出しようとする者は、所定の「修士論文指導願」を 1 年次の 9 月末までに提出する。

研究科委員会は、提出された「修士論文指導願」に基づき、修士論文指導に関わる主指導教員及び副指導教員を決定する。

なお、特別の事情等によりやむを得ず指導教員を変更する必要性が生じた場合は、当該「修士論文指導願」によりその旨申し出を行うこととし、変更の可否とともに主指導教員及び副指導教員の決定を審議する。

(4) 研究課題の決定 (1 年次 3 月)

修士論文を提出しようとする者は、所定の「研究計画書」を論文提出の前年度の 3 月に提出する。

- ・「人に関する研究倫理審査委員会」における審議 (2 年次 4 月)
- ・同委員会における決定 (2 年次 6 月)
- ・研究課題の決定・論文作成指導

(5) 修士論文中間報告会 (2 年次 10 月、又は 4 月)

修士論文を提出する者は、委員会が主催する中間報告会に出席し、中間報告を行う。(在学 2 年を超えて前期 (春学期) 末修了を希望する者については 4 月に開催する。)

(6) 修士論文の提出（2年次1月中旬、又は6月下旬）

修士論文を提出する者は、主指導教員の許可を受け、所定の「修士論文題目決定届（論文題目は和文、英文を記載）」を期日（11月中旬、在学2年を超えて前期（春学期）未修了を希望する者については5月下旬）に提出する。修士論文の提出締め切りは、1月中旬とする。ただし、この日までに提出できなかった場合には、6月下旬に提出することもできる。

(7) 修士論文の審査と最終試験（2年次2月、又は7月）

論文を提出した者は、1月提出者については2月、6月提出者については、7月に実施する最終試験（口頭試問）を受ける。

(8) 修士課程修了の合否判定（2年次2月、又は8月）

(9) 修士課程の修了及び学位の授与（2年次3月、又は9月）

研究科委員会の判定結果に基づき、学長が学生の修士課程修了を確認し、修士（看護学）の学位を授与する。

（資料5 研究指導スケジュール・資料6 関東学院大学大学院看護学研究科履修規程・資料7 関東学院大学大学院看護学研究科修士論文内規）

5. 修士論文審査並びに公表方法

(1) 修士論文審査

修士論文は、各分野の看護サービスの質的向上に繋がるテーマの追究であり、その内容は、実践の分析、改善・改革のプロセスを含み、成果を論理的かつ系統的に記述・考察されていることを重視する。

修士論文の審査は、本学学位規則により行う。なお、本研究科における審査委員会は、主指導教員以外の指導教員を主査とし、他2名以上の指導教員の副査（異なる分野から1名以上とする。）をもって構成する。審査の決定は、委員会の審査結果をうけて、研究科委員会で決定する。

また、審査委員会における審査は、修士論文としての水準や倫理的側面等から審査を行うが、別途審査内規を設け、審査の基準・評価方法等（論文審査の基準とする項目については、研究テーマの目的の明確性、研究の発展性、看護実践への応用性、研究方法の妥当性、引用文献の適切性、論旨の一貫性等を想定している）について明記し、学生にも周知する。

（資料8 関東学院大学学位規則）

(2) 公表方法

学位授与が決定した修士論文の公表については、論文の全文を冊子にし、本学図書館への配架をもって行う。また論文概要は、学内機関誌、関東学院

大学看護学会誌に掲載し広く外部に公開する。

(3) 修了要件

看護学研究科看護学専攻（修士課程）の修了要件は、大学院設置基準第 16 条（修士課程の修了要件）に則り、本学研究科修士課程看護学専攻に 2 年以上在学し、31 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査、及び最終試験に合格することである。

なお、修了所要単位数は、共通科目から必修 4 単位、選択必修 2 単位以上、専門科目から 21 単位以上の合計 31 単位以上としている。

VI 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方(教員組織の特色)

看護学研究科の教員構成は、専任の教授 8 名、准教授 5 名の 13 名で構成する。教員のうち、7 名は、博士の学位を有しており、それぞれの授業科目を担当するのに十分な研究業績と実務経験を有している。また、現在本学に在籍し、全員本研究科の基礎となる看護学部の専任教員を兼ねる。

各教員の配置は、看護管理学分野、生活支援看護学分野、療養支援看護学分野に、それぞれ実績のある教授を配置し、それらの教授を中心に教員組織を編成している。その内訳は、看護管理学分野 2 名（教授 2 名）、生活支援看護学分野 7 名（教授 4 名、准教授 3 名）、療養支援看護学分野 4 名（教授 2 名、准教授 2 名）、の配置となっている。

2. 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い

看護学研究科は、平成 28 年度で完成年度を迎える看護学部を基礎としており、担当する専任教員もほぼ全員学部所属教員で構成している。このことは、学部の教育・人材養成の目的について充分理解し、また、これまで保健衛生学関係の学部のない大学、総合大学、において看護教育を開設から完成年度まで実践してきた経験から、その特性や本学の建学の精神、校訓等について理解した教員が中心となって大学院教育を展開していくことや 13 人で構成する教員配置において、教授 8 人、准教授 5 人と教育研究レベルを高く保つことに貢献している。しかしながら、平均年齢が 55 歳とやや高い傾向になってしまっており、また、研究科の完成年度において規程に定める定年（65 歳）（関東学院職制第 99 条（資料 9））を超え、「関東学院大学特約教授に関する規程」（資料 10）により 70 歳まで延長する教員 3 人を配置する結果となっている。

教員構成については、教育研究経験、業績を有する教授陣の指導の下、教育・研究活動を積み上げ、学位取得等により、研究者としてのスキルアップをはかり、大学院担当者の後進を育てていくとともに、外部から新たな人材を迎えることにより、組織の活性化とともに年齢構成のバランスを図り、教育研究の継続性、活性化等に努めていく。

3. 教員組織の特色

(1) 共通科目

共通科目Ⅰは、専門科目全般を深く追究していくための基礎能力を育成することを旨とする科目を配置していることから、「看護研究方法論」「看護理論」「看護継続教育学」については、他大学において大学院での教育実績のある教授を、「看護管理論」は、看護管理を専門とする教授を配置した。

「看護政策論」については、保健医療福祉行政の課題を多角的に明らかにし、看護職が政策過程に参画する意図を理解するため、他大学において大学院での指導実績のある教授と実務等において看護政策に関わっている、5人を兼任教員として配置した。

共通科目Ⅱは、地域の健康問題や多世代支援において高いリーダーシップを発揮することができるよう、殊に総合大学としてのメリットを活かし、「看護と法律」、「看護と環境」については、本学の既設研究科において指導実績のある、法学研究科の教授3人を、また、工学研究科建築学専攻の教授2人、准教授2人、講師2人の計6人を、それぞれ配置した。

「看護と経済」については、医療経済学を専門とする兼任教員2人を配置した。なお、共通科目Ⅰ・Ⅱの各科目はオムニバス方式で指導する体制としている。

(2) 専門科目

1) 看護管理学分野

看護管理学分野には、看護管理学領域を置き、日本の看護管理学分野のリーダーとして認知され、海外の看護事情にも精通し、大学院において看護管理学の研究指導実績を有する教授を配置した。加えて、病院・施設などの現場における状況の理解のために、看護管理を専門とし、豊富な臨床経験と看護師長、副看護部長の経験も有する教授とともに、研究センター病院等の管理職として実績のある兼任講師を配置した。

2) 生活支援看護学分野

生活支援看護学分野には、母子看護学領域と高齢者・在宅看護学領域を

置き、母子看護学領域には、母性看護学を専門とし、大学院における研究指導歴を有する教授、海外における助産師経験を有する准教授を、小児看護学を専門とし、大学院における研究指導歴を有する教授を配置した。また、産婦人科、小児科の医師、小児看護専門看護師、助産院を開設している助産師、子育て支援活動をしている兼任講師を配置した。

高齢者・在宅看護学の領域には、高齢者ケアにおける多職種連携とリフレクションに詳しい教授、高齢者・在宅看護学の長い大学院教育歴がある教授を、また、他大学において修士課程での教育歴を有する高齢者への看護技術に関する研究を専門とする准教授を配置している。

在宅ケアに関わる医療・看護ニーズは多義にわたることから、精神科看護など十分な臨床経験と教育歴がある准教授も配置した。また、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、在宅での実務経験が豊富な訪問看護師、老人看護専門看護師等を兼任講師として配置した。

3) 療養支援看護学分野

療養支援看護学分野には、クリティカル看護学領域と慢性看護学領域とを置き、クリティカル看護学領域には、大学院において成人看護学の教育歴を有する教授、ICU・CCU看護の豊富な臨床経験も有し、大学院において成人看護学の教育歴を有する准教授を配置した。また、集中医療に携わる医師、急性期の看護に卓越した看護師5人を兼任講師として配置した。

慢性看護学領域には、他大学において博士後期課程での成人看護学の教育歴を有する教授、修士課程での教育歴を有する准教授を配置した。また、感染看護学を専門とする他大学大学院教授、呼吸ケアを専門とする医師、がん看護専門看護師の3人を兼任講師として配置した。

VII 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は、神奈川県横浜市金沢区に金沢八景キャンパス（六浦・室の木校地及び六浦第2校地、校地面積91,374㎡（うち借用1,090㎡））、校舎敷地・運動場用地及び金沢文庫キャンパス（釜利谷校地、校地面積150,963㎡（全部所有））、校舎敷地・運動場用地を、小田原市に小田原キャンパス（小田原校地、校地面積110,530㎡（うち借用871㎡））、校舎敷地・運動場用地を所有している。金沢八景キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート4面を、金沢文庫キャンパスには、体育館、陸上競技場、陸上競技場スタンド、運動場、野球場（屋内練習場併設）、野球場スタンド、テニスコート4面を整備している。また、小田原キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート2面を整備している。

看護学研究科は、経済学研究科（経済学部）、法学研究科（法学部）、工学研究科（理工学部、建築・環境学部）、看護学部、栄養学部、教育学部及び人間共生学部が立地する金沢八景キャンパス（六浦・室の木校地及び六浦第2校地）に設置するが、同研究科に伴う新たな校地の取得は行わない。

2. 校舎等施設の整備計画

看護学研究科の使用する校舎等施設については、既存施設を有効利用する。

なお、大学院学生は、本学看護学部からの進学者とともに、多くは実務経験のある者、社会人の受入れを想定しており、昼夜開講制を実施することから、同一キャンパス内ではあるが、看護学部で使用している校舎とは別の校舎、既に昼夜開講を実施している大学院等が使用している講義室等と大学院生用の自習室等を利用する。

（資料 11 大学院看護学研究科授業時間割表）

（資料 12 研究指導等を行う研究室等の整備状況）

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学では、金沢八景キャンパスに図書館本館と室の木分館、金沢文庫キャンパスに金沢文庫分館、小田原キャンパスに小田原分館の4館を設置している。

3キャンパスの図書館所蔵資料のほとんどはオンライン蔵書検索システム（OPAC）で検索し、必要に応じて普段利用しているキャンパスの図書館に取り寄せることが可能である。図書館全館の蔵書冊数は、平成28年3月現在で147万冊となっている。

蔵書構成は、各キャンパスに立地する学部・研究科に対応し、教養関係資料のほか、図書館本館では経済学、経営学、法学、行政系、自然科学、技術・工学系資料を、金沢文庫分館では人文科学、社会学、社会福祉系資料を中心に、また、室の木分館では、心理学、文学、言語、環境工学、栄養学、幼児・初等教育系、看護学系を中心に所蔵している。なお、看護学系の資料については、看護学部の設置において、看護学（専門基礎分野、基礎看護学分野、成人看護学分野、老年看護学分野、小児看護学分野、母性看護学分野、精神看護学分野、在宅看護学分野、地域看護学分野、統合看護学分野等）に関する専門図書を中心に内国書3,400冊、外国書360冊を整備するとともに、学術雑誌55タイトル、電子ジャーナル43タイトル、視聴覚資料50点を整備、及び医学・看護学関係のデータベース2種を新規に契約するなど、教育研究環境の充実に努めており、このたびの看護学研究科設置に伴い、さらに洋雑誌（殊にインパクトファクターが高い）3タイトルを中心に整備する。

看護学研究科は、金沢八景キャンパスに設置することから、本館と室の木分

館とを利用する。なお、本館の閲覧席数は687席（平成27年3月）整備されており、主に本館を利用することとなる経済学部、法学部、理工学部、建築・環境学部の収容定員の10%以上にあたる。

学生は、平日9:00～21:00、土曜日9:00～19:00(室の木分館：平日9:00～20:00、土曜日9:00～18:00)で利用できる。

また、本学は、相互に他大学の図書館で資料を閲覧することができる神奈川県内大学図書館相互協力協議会及び横浜市内大学図書館コンソーシアムに参加しており、加盟大学の図書を相互利用することができる。

VIII 基礎となる学部との関係

看護学部では、倫理的・科学的思考・判断力・豊かな人間性の育成の目的を「21世紀の保健・医療・福祉分野における看護専門職としての社会的使命を自覚して、人々の健康と福祉に貢献できる人材（看護ジェネラリスト）」とし、看護師養成に絞った教育を行っている。医療の現場から求められる医療の高度化や患者・家族の多様化するニーズ、チーム医療の推進等に対応していくための教育の充実を図り、目的をより具現化するために現在教育課程の見直しを行っている（平成28年度に看護師学校等の変更承認申請予定）。

新たなカリキュラムは、教育科目の専門科目において、科目区分を「専門基礎」と「基礎看護学」「生活支援看護学」「療養支援看護学」「統合看護学」で構成する。さらに「生活支援看護学」では、「母性看護学」「小児看護学」「老年看護学」「精神看護学」「在宅看護学」の5つの看護学を配置する。「統合看護学」は研究と実践を結び付けた看護学の探求を図る科目を配置する。

看護学研究科は、この看護学部を基礎とする研究科であり、学部教育との連続性、体系性には十分な配慮を行うことを前提に、学部教育を基礎に更なる専門教育を行う組織として、人々の健康とQOLの向上のために、看護の専門性を追求しながら看護を創造できる卓越した判断力や変革推進力、研究の知識とスキルを持ち、実践現場での指導的あるいは中核的役割を担い、看護全般のサービスの質向上が図れる人材の育成を目標としている。

具体的には、施設・地域における様々なライフステージにある対象者の生活や療養への支援を行う「看護実践者」を育成すること、その看護実践者を管轄する「看護管理実践者」を育成することであり、これらを具現化する教育分野として、前者には「生活支援看護学分野」及び「療養支援看護学分野」を、後者には「看護管理学分野」を配置した。

(資料2 教育研究の柱となる領域の関係図)

IX 入学者選抜の概要

1. 入学者受入方針

看護学研究科は、設置の趣旨及び人材養成の目的を踏まえ、キリスト教に基づく建学の精神と校訓「人になれ 奉仕せよ」に共感し、次の3つの資質に基づく本研究科の受け入れ方針に適う多様な人材を広く求める。

- ・高度にして専門的な看護学の研究にあたり、十分な知識・技能を有する。
- ・高度にして専門的な看護学の研究にあたり、高い研究意欲を有する。
- ・高度にして専門的かつグローバルな視野での研究能力を有する。

2. 入学者選抜方法

本研究科では、入学者受入方針を踏まえ、入学者を一般入学試験、学内推薦入学試験及び社会人入学試験により選抜する。詳細は以下の通り。

(1) 出願資格

1) 一般入学試験

下記のいずれかに該当し、**看護師の資格を取得又は、取得見込みの者**

- ①学校教育法に定める大学を卒業した者及び入学年度の前年度末に卒業見込みの者
- ②学校教育法の規定により学士の学位を授与された者及び入学年度の前年度3月までに授与される見込みの者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び入学年度の前年度3月までに修了見込みの者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び入学年度の前年度3月までに修了見込みの者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び入学年度の前年度3月までに修了見込みの者
- ⑥専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び入学年度の前年度3月までに修了見込みの者
- ⑦文部科学大臣の指定した者

⑧本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同
等以上の学力があると認めた者で、入学時（4月1日現在）に22歳に
達している者

2) 学内推薦入学試験

関東学院大学を入学年度の前年度3月までに卒業見込みの者で、学業成績
及び人物ともに優れ、出願に先立って当該学部より推薦され、研究科委員会
が出願を認めた者

本学を卒業後、3年以上を経た者で、研究意欲及び人物ともに優れ、出願
に先立って学部より推薦され、研究科委員会が出願を認めた者

3) 社会人入学試験

一般入学試験の出願資格に該当し、大学院入学時まで3年以上の看護の
実務経験を有する者

なお、本選抜試験における社会人とは、看護師の免許を有し、一定の実務
経験を有する者とする。

(2) 入学者選抜の方法

1) 一般入学試験

英語、専門科目（志望する分野の1科目、出願時に選択）、面接（研究計画
に基づく口頭試問）を総合的に判定し、入学者を選抜する。

2) 学内推薦入学試験

面接（研究計画に基づく口頭試問）により選抜する。

3) 社会人入学試験

英語、面接（研究計画に基づく口頭試問）を総合的に判定し、入学者を選
抜する。

(3) 入学時期及び入学者選抜の実施時期

1) 入学時期：4月（開設時：2017（平成29）年4月）

2) 選抜時期：9月及び2月

（2017（平成29）年度入試は11月及び2月を予定）

3) 選抜体制

本研究科の入試区分ごとの募集人数、選抜方法、試験日程、入学試験実施
体制については、入試に関する基本事項を審議する大学入試委員会において
決定する。入学者の合否判定は、看護学研究科開設後は看護学研究科委員会

においてこれを行うこととなるが、研究会委員会が設置されていない2017(平成29)年度入試に限り、理事会の下に置かれ看護学研究科の設置準備を担っている看護学研究科設置準備委員会が行う。同委員会は、学長、研究科委員長予定者が構成員となっている。

X 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

本学では、平成5年に開設した文学研究科英語英米文学専攻修士課程をかわきりに、その後展開された、経済学研究科経営学専攻修士課程(平成6年)、文学研究科社会学専攻、法学研究科法律学専攻(現法学専攻)修士課程(平成7年)及び文学研究科比較日本文化専攻修士課程(平成18年)において、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例、すなわち、昼夜開講制を実施している。また、今回設置する看護学研究科では、学部からの進学者のほか、現職看護職者に対して、修了後、それぞれの現場において、患者や地域の人々の健康と生活を向上させるための中核的な役割を担うとともに、実践現場での牽引的な役割を担い、看護全般のサービスの質的向上を図れる高度職業人としての看護職として活躍できる人材の育成を目指すこととしていることから、既に医療機関等で就労している社会人に対し、勤務を継続しながら学修できる環境を提供するため、既設研究科における経験を踏まえ、看護学部が使用している校舎ではなく、既に他の研究科で昼夜開講を実施している校舎に、看護学研究科の教育研究用の教室及び大学院生用の自習室等を配置するとともに、授業時間帯などを工夫するなどにより、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、社会人の受け入れ、教育及び学生の学習に支障が生じないように運営する。

1. 修業年限(長期履修制度による対応)

関東学院大学大学院学則第6条に定めるとおり、標準修業年限は、2年間とする。ただし、同第9条の2の規定により、勤務を継続しながら学修できる環境を提供するため、職業を有しているなどの事情により、学生から標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があったときは、関東学院大学大学院長期履修学生規程に定める長期にわたる教育課程の履修により対応する。

(資料13 関東学院大学大学院長期履修学生規程)

2. 履修指導及び研究指導の方法

入学の際、専門科目の専門領域の5領域の中から選択した1領域の担当教員から、研究科委員会が主指導教員及び副指導教員を決定する。この指導教員が学生の職業上のキャリア発達が有効となるように配慮しつつ、学生の希望を尊重し、実務経験・実践並びに学修能力等・学修上の諸課題・修了後の進路などを十分に考慮して履修指導を行う。

なお、教育課程を3分野5領域の区分で配置しており、入学定員は8人としているため、入学希望者が特定の分野、領域に偏った場合は、研究科委員会で検討し、指導態勢を整える。

3. 授業の実施方法

看護学研究科における教育は、「V 教育方法、履修指導・研究指導の方法及び修了要件」で述べたとおり、授業科目の履修と論文作成のための研究指導とから構成している。授業科目、殊に講義科目は1年次の前期（春学期）に担当しており、演習、特別演習科目は、1年次の後期（秋学期）に、また、論文作成のための研究指導は、2年次に担当している。

この科目配置とともに、社会人学生の学習負担の軽減を図るため、一部の授業について、可能な限り昼夜間に重複して開講する。なお、授業時間帯は、社会人に配慮して、平日については1講時から7講時まで（午前9時00分～午後9時30分、夜間の授業時間帯は、6講時（午後6時25分～午後7時55分）と7講時（午後8時00分～午後9時30分）とする。土曜日については1講時から5講時まで（午前9時00分～午後6時15分）とする。また、殊に研究指導における社会人学生への配慮は、学生の事情と指導教員の負担とを考慮して指導時間を設定する。

長期履修制度利用学生についても同様に、3年間で課程を修了する場合の基本的な履修方法については、「V 教育方法、履修指導・研究指導の方法及び修了要件」に記載しているとおりである。

（資料11 大学院看護学研究科授業時間割表）

4. 教員の負担の程度

授業科目をオムニバス方式とした結果、1人あたりの担当授業時間数や特定の教員に負担が過度に重くなることはないようになっている。しかしながら、本研究科の専任教員は、全員が既設の看護学部の教育も担当するため、学部が平成28年度で完成することから、平成29年度以降に向けて、殊に研究科と学部との教育の連携を図ることなどからもカリキュラムの見直しを行うとともに、同時期に助教のテニュアトラックの審査が行われる（対象となる助教は5

人) ことから教員編成の変更とも併せて、担当時間の調整を行い大学院教育に関わる教員の負担が重くならないようする。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

(1) 図書館・情報処理施設等の利用方法

看護学研究科が使用する教室等を配置する金沢八景キャンパスには、図書館本館と室の木分館が、また、情報処理関係施設として、情報科学センターが配置されている。本研究科の収容定員は、16人であり、この図書館、情報処理施設の活用で学生の研究、学習活動に支障はないものと考えている。

1) 図書館本館は、夜間も開館（平日午前9時～午後9時、土曜日午前9時～午後7時）しており、その間、常時学生が利用できる体制が整っている。また、館内貸出専用のノートPC（無線LAN）の利用が可能となっている。なお、室の木分館の開館時間は、平日午前9時～午後8時、土曜日午前9時～午後6時である。

2) 情報科学センターには、情報演習室6室及びオープン情報演習室1室が情報教育のための全学的な施設として整備されており、平日及び土曜日とも午後9時まで利用できる。

(2) 学生の厚生に対する配慮

学生生活を送る上で必要な厚生関係等については、就学上の諸手続、健康管理、食堂、書籍・日用品等の購入などに配慮がなされており、学生の学習及び学生生活に支障が生じないよう次のとおり運営する。

- ①教務部 (平 日) 午前8時30分～午後6時
 (土曜日) 午前8時30分～午後12時30分
 - ②学生生活部 (平 日) 午前8時30分～午後5時
 (土曜日) 午前8時30分～午後12時30分
 - ③学部庶務課 (平 日) 午前8時30分～午後4時30分
 (土曜日) 午前8時30分～午後12時30分
 - ④医務室 (平 日) 午前8時30分～午後7時
 (土曜日) 午前8時30分～午後12時30分
 - ⑤学生食堂 (平 日) 午前10時～午後5時00分
 (土曜日) 午前10時～午後2時00分
- パン屋(カフェ・ミッキー八景)
(平 日) 午前8時～午後8時00分

- (土曜日) 午前8時～午後4時00分
⑥購買部 (平日) 午前10時～午後6時00分
(土曜日) 午前10時～午後3時

(3) 必要な職員の配置

看護学研究科開設後は、研究科の学生に関する事務所手続きは、学部の事務室(学部庶務課、教務第二課)で対応することとしているが、夜間については、既設学部等の事務室(法科大学院庶務課、教務課等)との連携により、午後8時まで対応可能とする。

6. 入学者選抜の概要

入学前に、専門科目の専門領域の5領域の中から選択した1領域の担当教員等と事前相談を行い、入学の動機・分野並びに選択する看護学、実務経験などを確認し、学生の希望する分野並びに看護学と看護学研究科の分野並びに看護学との齟齬を生じないように適切に指導する。

長期履修制度や夜間通学を希望する入学希望者については、出願前にかかわらず教員と相談し、履修の見込み、方法について相互に確認を行う。特に医療機関等へ就労しながら通学する場合には、勤務先の了承を得ることなど綿密に事前確認を行う。そのうえで入学試験を(社会人は、英語と面接とにより)行う。

X I 管理運営

1. 研究科の組織体系と管理運営体制

本学大学院は現在、文学研究科(博士課程)、経済学研究科(博士課程)、法学研究科(博士課程)、工学研究科(博士課程)及び法務研究科(専門職学位課程)を設置している。その運営を掌る委員会として、各研究科に共通する重要事項を審議する「大学院研究科委員長会議」、各研究科の運営にあたる「文学研究科委員会」「経済学研究科委員会」「法学研究科委員会」「工学研究科委員会」「専門職大学院法務研究科委員会」を設置しており、このたび設置する看護学研究科については「看護学研究科委員会」により運営を行うこととなる。

各委員会における審議事項等は、以下のとおりである。

2. 大学院研究科委員長会議について

「関東学院大学大学院学則」第49条に基づき、大学院に、教学上の重要事項を審議するため、全学組織として「大学院研究科委員長会議」を設置している。

その組織及び審議事項は次のとおりである。

＜構成員＞

- ・学長、副学長、研究科委員長、法務研究科長、事務局長

＜審議事項＞

会議は、次の事項を審議し、学長に意見を述べる。

- ・大学院学則、専門職大学院学則、規程及び内規の制定又は改廃に関する事項
- ・学位授与に関する事項
- ・各研究科指導教員の推薦に関する事項
- ・研究科委員会及び法務研究科教授会が学長に意見を述べた事項

3. 看護学研究科委員会について

看護学研究科委員会の運営は、関東学院大学大学院看護学研究科委員会規程（資料14）に則り行う。看護学研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する専任教員（教授、准教授）をもって構成し、原則として毎月1回開催する。

委員会の審議事項は、本学大学院学則及び看護学研究科委員会規程に基づき次のとおりである。

- 1) 学生の入学及び課程の修了等に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育課程の編成に関する事項
- 4) 研究科担当教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 5) 学生の身分に関する事項
- 6) 研究科委員長候補者及び各種委員の選出に関する事項

また、上記のほか、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、また、学長等が求めた事項についても審議し、意見を述べることができることとしている。

XII 自己点検・評価

本学では、学院の将来構想を描くグランドデザインの策定を受けて、平成22年度から平成23年度にかけて、大学及び学部・研究科の教育理念及び教育目標の見直しを行い、大学構成員に周知するとともに社会一般に公表した。続いて、教育研究活動に対する大学各部局（学部を含む。以下同じ）のPDCAサイクルを始動さ

せるべく、評価基準(大学基準協会の定める大学評価基準)に係る方針、到達目標、行動計画を各部局自己点検・評価委員会及び大学評価委員会で策定し、これを全教職員に周知し内容の理解と共有を図った。

平成24年度からは、同方針及び到達目標に基づき点検・評価を行い、達成できた点、達成できなかった点、そして改善すべき点がある場合は、その改善計画と改善計画を実現するための方策を中心に、自己点検・評価報告書として取りまとめている。

自己点検・評価を行うための実施体制としては、学長を委員長とし各部局の責任者、すなわち、学部・研究科・研究所・図書館・各センター等・事務局を構成員とする大学自己点検・評価委員会を設置、また、大学自己点検・評価委員会の下には、各組織の自己点検・評価の取り組みを行うために、当該組織名を付した自己点検・評価委員会を置いている。別途、自己点検・評価に係る点検・評価項目の評価、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を担うため、構成員の半数以上を学外有識者とする大学評価委員会を置いている。

看護学研究科についても大学全体の実施体制に組み込み、関東学院大学大学院看護学研究科自己点検・評価委員会において、既設の研究科と同様の実施方法により自己点検・評価を行う。

なお、自己点検・評価及び認証評価に関する事務は、大学経営課に専門の自己点検・評価担当を配置している。

本学は関東学院大学自己点検・評価委員会規程(資料15)により、継続的(毎年)に、自己点検・評価を実施し報告書を作成・公表することとしている。

評価項目は、大学基準協会が定める大学評価基準に沿って決定した次の10項目である。なお、本学は、平成25年度に、第2回目の大学基準協会の機関別認証評価を受審し、適合の認定を受けている。(認定期間:2021(平成33年)3月31日まで)

- 1) 理念・目的
- 2) 教育研究組織
- 3) 教員・教員組織
- 4) 教育内容・方法・成果
- 5) 学生の受け入れ
- 6) 学生支援
- 7) 教育研究等環境
- 8) 社会連携・社会貢献
- 9) 管理運営・財務
- 10) 内部質保証

XIII 情報の公表

本学は、「関東学院グランドデザイン」の中の行動指針において、大学としての社会的説明責任を果たし、優れた機能体組織として事業を推進するために、情報を積極的に公開する旨定めている。本学は、従来から教育研究活動等の状況に関する情報については、ホームページ等により広く一般社会に公表してきたところであるが、学校教育法施行規則の一部改正（平成23年4月改正施行）を受けて、同規則にそって、次のような教育研究活動等の状況に関する情報をホームページにより公表している。

なお、本学院は、教育研究機関として社会的説明責任を果たし、学院各校の教育研究活動等の質向上に資することを目的に、平成24年4月1日から学校法人関東学院情報公開規程（資料16）を施行し、より幅広い教育研究情報の提供に努めている。

ホームページアドレス

<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html>

教育研究活動等の状況に関する情報

トップ>関東学院大学について>大学概要>関東学院大学の情報

自己点検・評価報告

トップ>関東学院大学について>大学の取り組み>自己点検・評価報告

1. 教育研究活動等の状況に関する情報

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

学部・学科の教育研究上の目的、研究科・専攻の教育研究上の目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科、研究科・専攻等の名称等

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

職位別・男女別人数、大学設置基準上必要となる専任教員数、教員一人当たりの学生数、教員基礎情報（年齢・職階・教員数）、専任教員と非常勤教員の比率、大学教員役職名一覧、大学各種委員会・委員人数、教員の教育研究業績・学位

(4) 入学者数、収容定員及び在学者数、卒業又は修了者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること、学生の状況など

学生定員、学生定員充足率、入学者数、入学者推移、在籍学生数、退学者数・退学率、留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、留学生在学状況、卒業者数・修了者数、大学院における学位授与状況、就職状況（職種別就職者数、就職率・進学率推移、主な就職先）

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

学部・学科の授業科目及び授業の方法、研究科・専攻の授業科目及び授業の方法、学部・学科の授業の内容、研究科・専攻の授業の内容、年間の授業計画の概要（シラバス）、FD活動の状況、FD活動に関する規程

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること

学部・学科の卒業要件（各学部履修規程）、研究科・専攻の修了要件（各研究科履修規程）、研究科・専攻の学位授与プロセス、成績評価基準、成績評価方法（Webシラバス）、取得可能学位

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境に関すること

各キャンパス施設概要（建物・運動施設等の概要）、課外活動の状況（クラブ団体名、活動状況）、学生の厚生施設（食堂・購買部・休憩所等）、学生の学習環境（図書館、パソコン教室、情報科学センター、オープン情報処理施設）、各キャンパスへの交通手段

(8) 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること

学費及び諸納付金（学部新生、編入学者、大学院新生、法科大学院）

(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援に関すること

学生の修学支援（学部・大学院・法科大学院、学習支援、学生支援室）、奨学金制度（学部生・大学院生対象）、学生の進路選択の支援（キャリアサポート、各種課程・資格一覧）、学生の心身の健康等に係る支援（医務室、カウンセリングセンター）、障がい者への支援、留学生への支援

(10) 教育上の目的に応じ学生が学ぶことができる教育内容に関すること

学部・学科の履修モデル、研究科・専攻の履修モデル、授業内容（シラバス）

(11) 国際交流・社会貢献等の概要

海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携、産学官連携

(12) 財務情報

前年度の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、監事による監査報告書、財務情報について、事業報告について

(13) 学部等の設置認可・届出、履行状況報告に関すること

学部等の設置認可届出書、学部等の履行状況報告書

(14) 教員の養成の状況について

教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
教員の養成に係る組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること（教職課程の運営に係る組織の状況）
教員の養成に係る授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること（授業の方法及び内容、年間の授業計画（Web シラバス））
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること（教員免許状取得者数）
卒業生の教員への就職の状況に関すること（教員への就職状況）
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること（教職指導の状況、地域連携の取り組み）

2. 自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書、認証評価結果（大学基準協会）、大学基礎データほか

XIV 授業内容・方法の改善を図るための組織的な取り組み

本学では、教育改善・向上に係る活動を支援することを目的として、大学FD支援委員会規程に基づき、大学FD支援委員会を置き、同委員会の任務の一つとして、全学的に授業改善アンケートと教員相互（職員も参観可能）の授業参観を実施してきたが、平成25年に全学的な教育支援体制に係る諸施策の企画及び開発をするとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援することによって、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的とした、「関東学院大学高等教育研究・開発センター」（以下、高等教育研究・開発センター）が設置されたことに伴い、同委員会を廃止し、同センターにおいて実施することとなった。

授業改善アンケートは、評価結果を取りまとめて学生に公表するとともに、授業の改善に役立ててもらうため教員にフィードバックしている。教員相互の授業参観については、従来は授業の公開は任意であったが、平成24年度からは春学期及び秋学期にそれぞれ公開授業月間を設け、専任教員は各学期に担当科目のうち1科目を公開しなければならないこととした。さらに、平成26年度から、原則として春学期、秋学期とも2週間、全教員が全科目を公開することとしている。公開授業は、授業終了後に参加者がアンケートに回答し、その結果は実施年度内に「オリブキャンパス」（大学内のネットワークシステム）で、学内の教職員（兼任講師を含む）に公表される。また、毎年1回、全学教員研修会を開催し、教育内容・方法の改善等をテーマに研修を行っている。平成22年度及び平成23年度は「教育の質

保障に向けて」をテーマに、初年次教育の現状と課題、平成 22 年度公開授業実施報告、キャリア教育について、平成 24 年度は「全学 FD（公開授業・授業評価アンケート）」について、平成 25 年度は「主体的学びについて」をテーマに研修を、平成 26 年度から、4 月に主に新任教職員を対象とした「全学 FD・SD 講習会」を、9 月に「KGU における「学士課程教育」再構築に向けて」をテーマに FD・SD フォーラムを実施している。なお、平成 27 年度においても 4 月に主に新任教職員を対象とした「全学 FD・SD 講習会」を、9 月に「アクティブラーニングの実質化に向けて」をテーマに FD・SD フォーラムを実施している。

以上の活動については、看護学研究科においても FD 活動の一環として実施していく。また、看護学研究科においては、「関東学院大学看護学部・大学院看護学研究科 F D 委員会規程」（資料 17）に基づき、教育・研究指導の改善・向上に関わる活動を行うこととしている。

主な F D 活動として、以下の取り組みを行うことを予定している。

- ①教員の授業及び研究指導環境の改善を目的として、「教育・研究指導改善アンケート」を年 1 回実施することを通じて、教員及び学生の両面から教育及び研究指導の改善に寄与する。
- ②シラバスの記載内容及び記載方法を研究科全体として検討し、不備や不足があれば、担当教員へ修正・補足指導を行い、学生に十分で正確な授業情報が伝わる体制を作る。
- ③全学 F D 集会への参加により、他学部・他研究科との情報交換、F D 活動についての情報収集に努める。また、外部の F D 研修会、研究会へ参加し、その成果を研究科に報告することによって F D 活動に関する情報の収集・周知に努める。
- ④新任教員に対しては、4 月に新任研修会を実施し、その中で大学院における教育・研究指導面での F D 活動への取り組みについて研修を行う。

以上